

嘉手納飛行場周辺における有害大気汚染物質に関する資料整理業務仕様書

本仕様書は、嘉手納町が行う「嘉手納飛行場周辺における有害大気汚染物質に関する資料整理業務」に適用する。

1. 背景

嘉手納町は、町のほぼ中心に米軍の嘉手納飛行場が存在し、米軍航空機の離陸・着陸による騒音被害だけでなく、航空機排ガスによる大気汚染の影響、とりわけ航空機排ガスが有する独特の臭気による影響も受けている。

一方、これまでに嘉手納飛行場周辺において大気汚染物質や悪臭物質の調査を実施しているが、航空機による影響が明確になっていないため、周辺住民の苦情改善及び基地被害の軽減対策の検討が出来ない状況にある。

2. 業務の目的

本業務は、嘉手納飛行場周辺における航空機排出ガスによる周辺住居地域への影響について、これまでに実施された調査結果の整理、並びに県外での調査事例から有害大気汚染物質が及ぼす影響の知見を得ることにより、今後、嘉手納飛行場周辺において発生している航空機排出ガスによる苦情及び基地被害の軽減対策に資するための資料を得ることを目的とする。

3. 業務期間

契約の日から 平成 28 年 3 月 31 日までとする。

4. 業務の内容

(1) 既存文献整理

1) 嘉手納飛行場周辺にて行われた大気質調査結果

- ・過去、嘉手納飛行場周辺において行われた大気質調査に関し、資料を収集し、整理する。

2) 県外主要飛行場周辺において実施された大気質調査結果

- ・県外主要飛行場周辺において実施された大気質調査結果に関し、資料を収集し、整理する。

3) その他

- ・最新の知見が得られた場合は、整理を行う。

(2) 聞き取り調査

県外主要飛行場周辺において調査を行っている調査機関等に航空機排出ガスに関する知見を得るため、聞き取り調査を行う。

(3) 報告書の作成

- (1)、(2) で得られた結果について、調査項目、調査方法及び調査結果の比較を行

い取りまとめる。また、得られた結果から、嘉手納飛行場周辺における航空機排出ガスによる苦情及び基地被害の軽減対策に係る調査項目及び調査方法について検討し、とりまとめる。

(4) 調査の手続き等

(2) の聞き取り調査に必要な関係者との調整及び協議は受託者が行うこととする。

5. 打合せ・協議等

打合せは、業務の円滑な遂行を図るため、業務内容や業務進捗状況等に関する打合せを業務着手時、業務完了前に行うものとする。また、その他業務の実施状況に応じて適宜行う。

6. 成果物

報告書 3部 (A4版)

報告書の電子データを収納した電子媒体 (CD-R 又は、DVD-R) 1式

その他資料 1式

提出場所 嘉手納町役場 基地渉外課

7. 著作権等

- ・成果物に関する著作権は、嘉手納町が保有するものとする。
- ・納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に係る一切の手続きを行うものとする。

8. 資料の貸与

- ・嘉手納町は、業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- ・受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、嘉手納町の承認を得なければならない。また、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

9. 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

この規定は、本仕様書に基づく業務終了後も有効に持続する。

10. その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、嘉手納町と受託者の間でその都度協議し、定めるものとする。